

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年 8月19日

【会社名】 ナノキャリア株式会社

【英訳名】 NanoCarrier Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 中 富 一 郎

【本店の所在の場所】 千葉県柏市若柴226番地39 中央144街区15

【電話番号】 04-7197-7622

【事務連絡者氏名】 取締役CFO兼社長室長 中 塚 琢 磨

【最寄りの連絡場所】 千葉県柏市若柴226番地39 中央144街区15

【電話番号】 04-7197-7622

【事務連絡者氏名】 取締役CFO兼社長室長 中 塚 琢 磨

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、平成26年8月19日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役含む）、監査役及び従業員に対して発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

イ 銘柄 ナノキャリア株式会社 第12回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）

ロ 新株予約権の内容

（1）発行数

3,000個

なお、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株とする。ただし、下記（4）に定める株式の数の調整を行った場合は、調整後付与株式数（下記（4）で定義される。）に本新株予約権の数を乗じた数とする。

（2）発行価格

本新株予約権1個当たりの発行価格は、2,500円とする。

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の算定を第三者算定機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー（代表取締役：小幡治、住所：東京都港区元赤坂1-6-2 安全ビルレジデンス19階）に依頼した。当該算定機関は、価格算定に使用する算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や有限差分法を用いた格子モデルといった他の算定手法との比較及び検討を実施したうえで、発行要項に定められた本新株予約権の行使の条件を適切に算定結果に反映できる算定手法として、一般的な算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて本新株予約権の算定を実施した。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させ、将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での本新株予約権権利行使から発生するペイオフの現在価値を求め、これらの平均値から理論的な価格を得る手法である。

当該算定機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日の株式会社東京証券取引所における当社終値1,391円/株、株価変動率68.7%（年率）、配当利率0%（年率）、安全資産利子率0.1%（年率）や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額1,460円/株、行使期間5年、行使の条件）に基づいて、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の算定を実施した。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が算定に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、本新株予約権の価格の算定を一般的に用いられている算定手法を用いて行っていることから、当該算定機関の算定結果を参考に、当社においても検討した結果、本件払込金額は本件算定価額と同額であり、特に有利な金額には該当しないと判断したことから決定したものである。

（3）発行価額の総額

445,500,000円

（4）新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は、権利内容に何ら限定のない当社において標準となる株式とする。本新株予約権1個当たりの目的となる株式の種類及び数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、発行決議日（以下に定義する。）後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記の他、本新株予約権の発行決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は1,460円（本新株予約権の発行決議を行う取締役会開催日（以下、「発行決議日」という）の前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（以下、「終値」という）に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り捨てる））とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額又は処分金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分株式数}}$$

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で、行使価額を調整することができるものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「権利行使期間」という）は、平成26年9月3日から平成31年9月2日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は本新株予約権の行使期間中に、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が一度でも行使価額に200%を乗じた価額（1円未満の端数は切り上げる）を上回った場合、当該時点以降、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を1年以内に行使しなければならないものとする。

本新株予約権の行使による株式の発行は、法令及び本新株予約権の発行を決議した当社の取締役会決議に定める事項に反しないで行われるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを行行使時における当社の新株予約権行使事務を担当する部署宛に提出するものとする。

新株予約権者は、前項の新株予約権行使請求書の提出とともに、行使請求する本新株予約権の個数に本新株予約権1個当たりの行使価額を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する銀行口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得事由

当社は、新株予約権者またはその相続人が本新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、本新株予約権の行使期間中に、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が、5取引日連続で行使価額に50%を乗じた価額（1円未満の端数は切り上げる）を下回った場合、無償で本新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案、株式移転の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約書承認の議案もしくは新設分割契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は、取締役会の承認がなされた場合）、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、無償で本新株予約権を取得することができる。

(10) 企業再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転契約に定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(4)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(5)に従って定める調整後行使価額に、上記(10)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記(6)に定める権利行使期間の開始日または組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(6)に定める権利行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(8)に準じて決定する。

新株予約権の行使の条件

上記(7)に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による再編対象会社の新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

上記(9)に準じて決定する。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

八 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役(社外取締役含む)、監査役及び従業員 44名 3,000個 (300,000株)

二 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の

取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

該当事項なし

ホ 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

へ 新株予約権の割当日

平成26年9月3日

以上